

## パブリック・コメントで出された意見の内容と本市の考え方について

## 1. パブリック・コメントの概要

- (1) 案件名 : 第 5 期鳥栖市障害者福祉計画及び第 6 期鳥栖市障害福祉計画・第 2 期鳥栖市障害児福祉計画（案）に対するパブリック・コメントにおける意見及び回答  
 (2) 意見募集期間 : 令和 3 年 1 月 5 日（火）から令和 3 年 2 月 5 日（金）まで  
 (3) 意見提出数 : 24 件（3 人）

## 2. 意見の内容と市の考え方

第 5 期鳥栖市障害者福祉計画及び第 6 期鳥栖市障害福祉計画・第 2 期鳥栖市障害児福祉計画（案）に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する市の考え方を次のとおり整理しました。

番号	項目	意見の内容	市の考え方
1	P1 1 計画策定の背景と趣旨 12 行目	・・・人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで・・・『丸ごと』の表現は、雑(乱暴)ではないでしょうか。[・・・『一体』になることで・・・]とかに変更してはどうでしょうか。	「丸ごと」という表記は包括的に支援体制を図っていくという国の地域共生の考え方を参考としています。
2	P8 2 身体障害者の現状 3 行目	身体障害者手帳所持者数で、65 歳以上が 71.3%を占める要因は为什么呢。加齢に伴う(生活習慣病の重症化)・後天性疾病などでしょうか。	個別の詳細は把握しておりませんが、ご意見にあるとおり、加齢に伴うもの、また、事故や疾病によるものが要因ではないかと考えられます。
3	P15 (2) 特別支援学校への就学状況	市外(みやき町、久留米市、岡山市)の特別支援学校へ就学しなければいけない障害児は、市内の特別支援学校では対応できないのでしょうか。通うのに保護者の負担が大きいのではないのでしょうか。	現状として、市内には中原特別支援学校の田代分校(知的)しかなく、知的以外の障害を持つ方については、ご家庭の事情も含め、市外の特別支援学校に通学されています。
4	P18 (2) 普段の生活の中で、援助が必要だと感じること P19 (3) 外出で困ること、または外出できない理由	アンケート結果として、「人とのコミュニケーション」「会話などのコミュニケーション」「人目が気になる」回答割合が高くなっていますが、初等中等教育でのインクルーシブ教育における、障害者と接する機会を増やすことで、共生社会の理念を理解することが出来ていれば、この割合は高くないのではないのでしょうか。現在学校教育では、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習のする機会は少ないのでしょうか。 共生社会の実現のためには、障害者理解の推進が求められており、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習の推進が必要では。それにより、子供を通じて保護者にも正しい理解や認識が広まり、また、子供たちが成長するにつれて、市民全体に共生社会が広まっていくのではないのでしょうか。	P18 P19 はアンケートの調査結果を記載しています。ご意見にありました、インクルーシブ教育につきましては P49 からのインクルーシブ教育の推進で取組として掲載しております。
5	P20 (4) どのようなことが整備されると外出しやすくなるか	アンケート項目の「周囲の理解」は、21 ページの「地域で安心して生活していくために特に必要なこと」の項目に入るのではないのでしょうか。 「福祉サービスの充実」「周囲の理解」を除いて、项目的にバリアフリー・ユニバーサルデザインに関連することで、これらの活動があまり進んでいないことを意味するのでしょうか。	P20 はどのようなことが整備されると外出しやすくなるか考えるかのアンケートの調査結果を記載しております。项目的に外出の障壁となる項目を掲げているため、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関連する事だけではありません。

番号	項目	意見の内容	市の考え方
6	P23 1 計画の基本理念	<p>《地域で安心して生活していくために特に必要なこと》を提案            自立支援のサポートを受けながら日々生活している中で、それらのサポートではカバーすることができない、(ヘルパー不足により、支援時間内で補ってもらえないことも含め) 支援してもらわなければいけないことが多々ある。</p> <p>それは、春日井市社会福祉協議会の事業として行われているちょっとお助けサービス事業 (<a href="https://www.haruyafuku.or.jp/service/service03">https://www.haruyafuku.or.jp/service/service03</a>)</p> <p>このことを考え始めた私は、昨今の頃、鳥栖の社会福祉協議会へ相談をさせていただこうと思っておりましたが、コロナが気になりできませんでした。</p> <p>現在私は55歳、母は誕生日がきたら、85歳。障害介護？どちらがどちらを介護しているのか？されているのか？それは、その時々により様々ですが、それでも公のサポートを受けながらの生活、地域での生活、自宅での生活を続けていきたいと思っています。</p> <p>ヘルパー不足とヘルパーには頼むことができないサポート、ご近所さん(見守り隊や民生委員の方)にお願いするのも・・・という気持ちもあり、この提案になりました。</p>	<p>現在、介護保険や障害福祉サービスといった、公的なサービス以外でカバーできない支援については民間サービスやシルバー人材センター等のサービスが提供されています。</p> <p>また、地域で安心して生活していくために特に必要なこととして、5つの基本的視点にある「市民とともに創る地域福祉の推進」・「だれもが住みよい社会づくり」・「障害者のライフサイクルを見通した総合的な支援体制の強化」として計画の取組に反映しています。</p> <p>ご提案にある「ちょっとお助けサービス事業」については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
7	P24 (3)だれもが住みよい社会づくり (4)障害を理由とする差別の解消の推進	<p>(3)だれもが住みよい社会づくりの「だれもが」とは障害の有るなしに関係なくと、理解した場合、「ユニバーサルデザイン」を追記する必要はないでしょうか。</p> <p>(4)障害を理由とする差別の解消の推進に、「教育の場において、インクルーシブ教育を推進します。」を追記する必要はないでしょうか。</p>	<p>P24 では計画の基本的な5点を視点として掲載しています。ご意見にある「ユニバーサルデザイン」につきましては、P60において、取組を掲載しています。また、インクルーシブ教育についても、P50以降に掲載しています。</p>
8	P29 図3 どのようなところに、もっとも強く障害者に対する差別・偏見、または疎外感を感じるか	<p>「障害者に対する差別・偏見、または疎外感を感じるか」の項目に「教育の機会」とはどういうことでしょうか。入学拒否ということですか。</p>	<p>どのようなところに、障害者に対する差別・偏見、または疎外感を感じるか？とのアンケートとの項目に対して、「教育の機会」の結果を記載しています。</p> <p>なお、理由につきましては記載する欄を設けていないため、分かりません。</p>
9	P31 1. 理解と交流 (1) 障害者への理解と差別解消の促進 7 選挙等における配慮	<p>選挙時の配慮という項目において、知的障害者への配慮について記載されていません。</p> <p>知的障害者の投票については、不在者投票(郵便投票)、成年後見人等の代理投票等も考えられますが、投票所現場での支援も必要です。選挙の立会人から投票所への入場のタイミングを制限されたことがあります。</p> <p>また、知的障害を有している人の投票行為は、保護者等の理解も弊害になっているものと思いますが、施設入所者の一部を除き、ほとんど行為は行われていないのも現状ではないかと思えます。</p> <p>「知的障害者の選挙における配慮」についても、本項中に追記することを検討して下さい。</p>	<p>障害者差別解消法においては合理的配慮不提供の禁止が記されており、ご意見にありました知的障害者の投票を円滑に行うための実例及び支援について、投票所の職員向けに代理投票等の事務マニュアルを整備しています。</p> <p>そのため、「投票に支援が必要な方へ代理投票等の配慮を行い、障害者等が投票しやすい環境に努めます。」を追記し、文言を整理しました。</p> <p><b>資料2 ①</b></p>

番号	項目	意見の内容	市の考え方
10	P31 8 ヘルプマークの配布・普及	市民にヘルプマークを知ってもらうため、「普及」を「広報活動」に変更してはどうでしょうか。「ヘルプカード」に対して追記する必要はないでしょうか。	「普及」⇒「 <b>広報活動</b> 」に変更しました。「 <b>ヘルプカード</b> 」の <b>追記</b> を行いました。 <b>資料 2 ②</b>
11	P32 (2) 地域住民等との交流の促進	(2) 地域住民等との交流の促進」を言われていますが、交流活動をするためには 19 ページの「外出時で困ること、または外出できない理由」を解決することが今後の取り組みとして必要ではないでしょうか。それとも、37 ページの「3 移動支援等の充実」がこれに該当するのでしょうか。	ご意見のとおり、外出時で困ること、または外出できない理由を解決するため、「3 移動支援の充実」を始め、様々な取組を記載しています。
12	P37 2. 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実	施設への短期入所、望ましくは、グループホームへの短期入所の利用促進について、これらの利用を円滑にできるような施策（相談支援、マッチング支援）、情報網の整備を希望します。	鳥栖・三養基地区の自立支援協議会において、相談支援部会や暮らしの支援部会等において、地域の課題を共有化し、地域のサービス基盤の整備を図る事となっており、今回のご意見につきましても自立支援協議会においての地域の課題として検討していく必要があると考えております。 また、潜在的利用者のニーズについて把握する事と事業所情報を同時に進めていくためには、自立支援協議会の充実を図ることが重要ではないかと考え、P35 に障害者ケアマネジメント体制の充実や鳥栖・三養基地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化を今後の取組として記載しています。
13	P39 1 相談支援体制の充実	鳥栖市子供・子育て支援事業計画の「支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり」には、発達・障害に関する相談として育児相談・巡回相談・児童発達支援事業所（ひかり園）が記載されていますが、「今後の取組」との整合性は必要ないでしょうか。 また、37 ページに福祉サービスの充実として、障害者には「移動支援等の充実」が挙げられていますが、障害児の保育所・保育園・学校等への送迎（移動）が必要な保護者に対する負担軽減のための支援について今後の取組に追加する必要はないのでしょうか。	「今後の取組」との整合性について、育児相談及び児童発達支援事業所（ひかり園）は「乳幼児健診時の相談」「福祉サービス事業者」として P39 に記載しています。なお、巡回相談については P47 に記載しています。 また、ご意見にある学校等への送迎が必要な保護者に対するサービスについては、障害福祉サービスはありませんが、子育て支援として、鳥栖市ファミリーサポートセンターにおいて、送迎を行うサービスがございます。こちらは、子育て施策の取組としてあるため、障害者計画としての記載はしていません。
14	P39・P40 (3) 障害児支援の充実	外国人住民に関する記載として最後の 5 行で終わっていますが、40 ページの「今後の取組」に多文化共生として記載する必要はないのでしょうか。外国人住民がこの計画から自分たちに関する記載箇所を探し出すのは難しいと思われるため、外国人住民にも分かりやすいように、多文化共生社会の実現として一つの項目として追加してはどうでしょうか。 鳥栖市子供・子育て支援事業計画でも、「外国につながる幼児への支援」として項目が記載されています	多文化共生社会の実現として次の取組を追記しました。 <b>8. 外国人の支援について</b> <b>外国人に必要な行政サービスについて、やさしい日本語や多言語での情報提供に努めます。また、専門的な相談やお問い合わせについては、語学ボランティアや県の多言語コールセンターなどを活用し、相談に対応できる体制づくりに努めます。</b> <b>資料 2 ③</b>
15	P46 精神保健対策の充実 4 心の健康づくりの推進	精神保健対策の充実「4 心の健康づくりの推進」に「鳥栖市自殺防止対策計画」に基づき・・・また、思春期は人格形成上重要な時期であり、不登校などさまざまな精神保健上の課題が表面化しやすい・・・と記載されているため、自殺対策としても中学校への通級指導教室設置の必要があるのではないのでしょうか。	教育相談員による心の悩み相談を実施しているほか、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら、自殺防止対策も含めた児童生徒の心のケアに努めてまいりたいと考えております。

番号	項目	意見の内容	市の考え方
16	<b>P49</b> 4 教育、スポーツ・文化芸術活動等 (1) インクルーシブ教育の推進	<p>中学校に対する「通級指導教室設置」についての検討。</p> <p>平成 25 年度鳥栖市教育委員会事務点検評価報告書の施策:特別支援の自己評価及び今後の報告書に、「・・・中学校に通級指導教室がないため、中学校進学後、不登校に陥る事例も見受けられます。・・・」と記載されており、これが令和元年の報告書まで続いている。</p> <p>また、平成 30 年・31 年、令和元年度「鳥栖市教育委員会事務の点検評価について」の「外部評価における主な指摘」として「中学校の通級指導教室の設置をお願いしたい。」と指摘されているのに、中学校に通級指導教室がなぜ設置されないのでしょうか。鳥栖市に「共に学び成長する子ども条例」が令和元年に制定されています。その中に</p> <p>(目的) 第 1 条 適切な教育、支援環境を整える(社会的障壁の除去を行う)ことで今まで特別支援学校しか選択肢がなかった子どもに地域の学校で学び、成長するという選択肢を増やすことを提唱しています。</p> <p>(基本理念) 第 3 条 全ての子どもには、自己選択と自己決定の権利があることを表しています。また、共生社会の実現に向けた「共に学び、共に成長する」を基本とするインクルーシブ(包括的な)保育・教育の理念を表しています。</p> <p>(市の役割) 第 3 号では、市の役割として、市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等において、障害のある子どもへの合理的配慮を提供するための、基礎的環境整備に取り組む。以上の文言が記載されています。</p> <p>「比較的障害の程度が軽い子どもが一人ひとりの障害に合わせた個別指導を受けることが出来るために通級指導教室があり、これにより学校生活の苦しさを和らげることが出来る。」と言われていますが、鳥栖市の小学校(通級指導教室)を卒業する子供には該当しないのでしょうか。</p>	<p>本市では、支援を必要とする児童生徒が増える中、特別支援学級や通級指導教室の増設にも努めてまいりました。中学校の通級指導教室の設置にはまだ至っていませんが、関係機関に働きかけながら児童生徒に十分な支援を行える環境づくりに今後も努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、令和 2 年度からは県教委から新たに配置された特別支援教育エリアリーダーとともに、専門的な立場から担任や生活指導補助員等へ指導や支援を行っており、引き続き支援を必要とする児童生徒の環境づくりに努めてまいります。</p>
17	<b>P61</b> 6. 生活環境 (2) 住宅環境の整備 今後の取組	<p>グループホームと利用者のマッチング支援を進めてほしいと思います。</p> <p>グループホームについては、その支援体制により、受け入れ可能な知的障害者はかなり制限されてしまう現状があるように思います。この点を解消するためには、今後の取組として記載されている住宅環境の整備も重要な取り組みになりますが、そこでできる支援可能な範囲について、施設側からの情報の公開、潜在的利用者からのニーズの聴取等、情報共有を促進することで、課題も明確になり、課題も解消する方向に向くことが考えられます。</p> <p>潜在的利用者のニーズについては、情報の収集も難しい状況ではありますが、個別支援計画等で、関係者であれば、それらの項目を設けることで、情報(ニーズ) 収集をすることは可能だと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、相談支援、マッチング支援、情報網の整備には地域の問題を検討し、解決する自立支援協議会の充実が求められます。</p> <p>そのため、相談支援体制の充実や障害者ケアマネジメント体制の充実を図り、相談支援専門員の資質の向上を行い、潜在的利用者ニーズに対応したいと考えます。</p>

番号	項目	意見の内容	市の考え方
18	P70 1 災害の知識及び対処法についての啓発・広報	「1 災害の知識及び対処法についての啓発・広報」の記載内容が、一般市民に対する記載内容になっており障害者へ対して具体的内容にする必要があるのではないのでしょうか。 「薬や医療のこと」に対して、今後の取組として検討する必要はないのでしょうか。	障害者に対しての具体的な内容については、今後の事業実施の参考とさせていただきます。 ご意見のとおり、今後の取組として、⇒「医療品等の調達」を追記し、文言を整理しました。 <b>資料 2 ④</b>
19	P71 (2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止 2 消費者トラブルの防止	「消費者被害等にあわないようにするためには、障害者自身が防犯知識や消費生活に関する知識を身に着ける・・・」とありますが、すべての障害者に対して知識を身に着けてもらうことは不可能ではないのでしょうか。 今後の取組として、迷惑電話対応の電話機設置、玄関先への防犯カメラ設置等の推進活動も取り入れてはどうでしょうか。	「障害者を犯罪や消費者被害から守るためには、障害者及びその家族や支援者等に対し、防犯や消費者被害にあわないための啓発を行うとともに、」へ現状と課題を修正しました。 <b>資料 2 ⑤</b> 今後の取組については、参考意見とさせていただくとともに、ニセ電話詐欺被害を防ぐため、留守番電話機能の活用を啓発してまいります。 <b>資料 2 ⑥</b>
20	P73 1 令和 5 年度の成果目標	1. 令和 5 年度の成果目標 中学校に対する通級指導教室設置は取り入れられないのでしょうか。	P73 に記載する令和 5 年度の成果目標については国が定めた障害福祉計画における成果目標を記載する事となっています。なお、16 において、の中学校における通級指導教室設置の回答を掲載しています。
21	P73 1 令和 5 年度の成果目標 (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行について	「本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、」とありますが、具体的に何をどうやって、達成していくのか、ここに記載の内容からは道筋が見えません。 「施設入所者の 10%削減」という目標の根拠が、まったく見えません。したがって、この項での記載としては、例えば「グループホーム等の利用促進を図ることなどにより、施設入所者の地域生活の移行を支援する」などの表現であれば、理由、背景、それらに対応した施策として、分かりやすく、意義のある記載になると思います。ご検討下さい。	P73 にあります令和 5 年度の成果目標につきましては障害福祉計画における国が示す目標値（施設入所者の 10%削減）となっています。  <b>具体的な施策（グループホーム等の利用促進、訪問系・日中活動系）の追記を行いました。</b>  <b>資料 2 ⑦</b>
22	P81 ⑤ 重度障害者等包括支援	「佐賀県内に事業所がないため、見込みを 0 とします。」とありますが、佐賀県には、意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人はいないのでしょうか。	現在、佐賀県においては重度障害者等包括支援を行う事業所がないため、見込みを 0 としています。重度障害者の方は他のサービス（居宅介護等）を利用されています。
23	P88 ② 医療型児童発達支援	「佐賀県内に事業所がないため、見込みを 0 とします。」とありますが、佐賀県には、児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を必要とする児童はないのでしょうか。	現在、佐賀県においては医療型児童発達支援の事業を行う事業所が佐賀県内ではないため、見込みを 0 としています。医療型支援児童発達支援が必要な方は他のサービス（児童発達支援や放課後等デイサービス）を利用されています。
24	P91 (1) 理解促進研修・啓発事業	「小中学校や市民・企業、福祉関係の学生を対象に・・・教室や研修を開催します。」と記載されていますが、教室開催回数 4 回/年は市民・企業、福祉関係の学生のそれぞれに対して年間 4 回開催しているのでしょうか。それとも、小中学校だけが年間 4 回開催しているのでしょうか。そうであれば、市民・企業、福祉関係の学生を対象とすることにはならないのではないのでしょうか。	全体の回数として 4 回/年開催する見込みです。